

浜田 de しごと体験 実施要領

(目的)

第1条 浜田市へのUIターン希望者等が市内の事業所への理解を深めることにより、UIターン就業者の確保及び定住促進を図ることを目的とする。

(参加者)

第2条 参加の対象となる者は、浜田市へのUIターンもしくは浜田市での就職を検討している者（高校生及び3年生以下の高等専門学校の学生を除く）とする。

(遵守事項)

第3条 参加者は、次のことを遵守すること。

- (1) しごと体験実施期間の満了まで実習の参加に努めること。
- (2) しごと体験受入事業所の就業規則等を尊重し、担当者の指導・指示に従い誠実に実習を行うこと。
- (3) 実施期間中に知り得た秘密を外部の者に漏らさないこと。実施期間後も同様とする。

(対象事業所の実施要件)

第4条 対象事業所は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 浜田市内に本社又は事業所等を有し、市内で当該事業を実施できること
- (2) 雇用期間に定めがない正社員又は準社員を求人中、もしくは今後採用する予定があること
- (3) 企業見学等における会社説明などの対応が可能なこと
- (4) 半日から3日程度のしごと体験希望者の受入が可能なこと
- (5) しごと体験プログラムの作成に、意欲的に取り組めること
- (6) 浜田市及び関係機関等と連携・協力が可能なこと
- (7) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業所ではないこと
- (8) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業所でないこと

(事故等への対応)

第5条 参加者は、実施期間中の事故又は市、受入事業所若しくは第三者に対する損害の賠償については、自らの責任において対応しなければならない。

2 参加者が受入事業所及び第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

(事業所の申込手続)

第6条 しごと体験の受入を希望する事業所は、本要領に基づき「浜田 de しごと体験事業登録申込書(様式1)」を市へ提出するものとする。

2 初回登録後、内容の変更がなければ、次年度以降も継続して登録するものとする。

(参加希望者の申込手続)

第7条 しごと体験に参加を希望する者は、本要領に基づき「はまだぐらし」サイト申込フォーム等より申し込むものとする。

(しごと体験実施事業所の決定)

第8条 前条の申込受付が完了した者のしごと体験実施事業所の決定については、当該希望者の申込内容及び事業所の募集内容を勘案し、必要に応じて事業所と協議の上、市において行うものとする。

2 受入先の調整及び決定については申込者にメール等により随時連絡をするものとする。なお、しごと体験の詳細については、受入決定後すみやかに通知するものとする。

(しごと体験終了後の振り返り)

第9条 しごと体験終了後10日以内に、参加者、受入事業所ともに「フィードバックシート」を市へ提出するものとする。

(中止)

第10条 市は、参加者がこの要領に定める事項に違反したとき又はしごと体験の実施を継続し難い理由が生じたときは、しごと体験を中止することができる。

(その他)

第11条 本要領に定めるほか必要な事項については、市及び受入事業所との協議の上、定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。